

倫理委員会（会議記録概要）

国立病院機構南京都病院

日時・場所	令和元年9月19日（木）16:00～17:30 応接室
構成員	副院長（委員長）、臨床研究部長（副委員長）、診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、管理課長、福島委員、湯川委員、院長（オブザーバー）
<p>（1） 審議案件</p> <p>① 受付番号：2019-16</p> <p>申請者：栄養管理室：右野 久司</p> <p>課題名：「施設間・地域連携が必要な疾患の急性期（一般）病棟における栄養管理～エビデンス構築のための全国調査～」</p> <p>・課題内容については別添資料のとおり。→血液生化学査値については、研究のために新たに採血を行うものではないという表記を付け加えた上での<u>条件付き承認。</u></p> <p>（2） 倫理小委員会での審議事項について</p> <p>議事次第内容に基づいて報告。</p> <p>（3） その他</p> <p>① 同意を得られない診療行為について</p> <p>（外部委員より）：法律観点からいうと、本人の同意が必要である。それが困難である場合は本人以外の同意が必要となる。よって、緊急性及び必要性が問われない限り、同意が得られない場合の診療行為は行うことが出来ないことになる。もし、当委員会のような場で外部委員として意見を求められるのであれば、上記同意の問題や、それに伴う刑法抵触可能性等リスク面を考慮すると、診療行為を行うべきでないという回答しかせざるを得ない。ただ、人道上の理由など社会的見地に基づく診療の必要性について、病院側が説明責任を果たせるのであればいいとも考えられる。</p>	

→同意が得られずに医的侵襲性が高い診療行為を行う場合や、効果見込みが薄い診療行為を行う場合が特に問題である。

当課題については、倫理委員会とはまた別組織を運営して議論決定していくことも検討する。

以 上